

令和7年度  
市有財産貸付一般競争入札  
参加要領（陶生町）



【お問い合わせ】

瀬戸市役所総務部

財政課財産係

TEL： 0561-88-2561

E-mail： [kanzai@city.seto.lg.jp](mailto:kanzai@city.seto.lg.jp)

## 市有財産貸付一般競争入札のながれ

<p>参加申込</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▼</p>	<p><b>令和8年2月26日（木）から令和8年3月19日（木）まで</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 瀬戸市役所4階財政課で受付します。</li><li>・ 市有財産一般競争入札参加申込書、法人役員等に関する調書（法人のみ）、委任状（代理人により入札に参加する場合）、誓約書をご提出いただきます。</li></ul>
<p>入札書の提出</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▼</p>	<p><b>令和8年3月25日（水）11時00分までに</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 参加要領に準じた方法で入札書をご用意いただき、入札執行時（開札時）にお持ちください。</li></ul>
<p>入札の執行（開札）</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▼</p>	<p><b>令和8年3月25日（水）11時00分から</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 瀬戸市役所1階103会議室で11時00分（午前11時）から行います。</li><li>・ 開始時間をお間違えないようご注意ください。</li><li>・ 開始10分前より入室いただけます。</li></ul>
<p>申請書の提出</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▼</p>	<p><b>令和8年3月27日（金）までに</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開札以降の令和8年3月25日から令和8年3月27日までの期間</li><li>・ これ以降の流れは通常の貸付申請と同様となります。</li></ul>
<p>承諾書の送付</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>▼</p>	<p><b>令和8年3月31日（火）までに</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請書受理後に、申請に対する承諾書をお送りいたします。</li></ul>
<p>代金納付</p>	<p><b>令和8年4月上旬</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和8年4月上旬に令和8年4月1日から令和9年3月31日までの土地使用料の納付書をお送りいたします。届き次第速やかにご入金をお願いいたします。</li></ul>

# 目 次

<b>I 入札物件</b> .....	1
1 入札物件の概要	
2 現況有姿による引渡し	
3 現地の確認	
<b>II 入札参加に当たって</b> .....	2
1 注意事項	
2 参加資格	
3 費用について	
<b>III 入札の参加方法</b> .....	2
1 入札の申込み手続き	
2 入札書の提出	
<b>IV 入札物件の貸付条件</b> .....	3
1 貸付条件	
2 貸付期間	
<b>V 入札時の留意事項</b> .....	3
1 入札執行及び開札の日時及び場所	
2 入札の無効	
3 開札	
4 落札者の決定	
<b>VI 契約の締結と物件の引渡し</b> .....	4
1 普通財産貸付申請書の提出	
2 代金の納付	
3 物件の引渡し	
<b>その他</b>	
・ 物件調書.....	5
・ 普通財産貸付条件（別添）.....	12

## I 入札物件

### 1 入札物件の概要

入札に付す物件は、物件調書（5 ページから）のとおりです。

なお、この物件調書は、調査時点（令和 8 年 1 月現在）における一般的な調査内容を記載したものですので、現時点においては変更されている場合があります。申込みをされる方は、必ず現地確認や諸規制等（都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制や各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の引込み等）の確認を行ってください。また図面についても現況と異なる場合があります、表記されている施設等についても、これを特定するものではありません。

### 2 現況有姿による引渡し

- (1) 入札物件には、物件に存するすべての工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などが含まれます。物件調書と現況との間に差異が生じている場合は、現況を優先し、契約後の物件の引渡しも現況有姿で行います。貸付後についても、これらの移動、撤去、修繕、並びに構造、機能の保証は一切行いません。
- (2) 入札物件に越境物がある場合についても現況のままでの引渡しとなります。瀬戸市は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、必要に応じて当事者間で話し合いをしてください。引渡し後に越境関係が判明した場合も同様です。なお、本物件については現在明らかになっている越境物はありません。ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載しておりません。
- (3) 入札物件に残置物がある場合についても現況のままでの引渡しとなります。瀬戸市は残置物の解消のための交渉及び手続きは行いません。また、残置物の撤去及び移動も行いません。必要に応じて当事者間で話し合いをしてください。
- (4) 入札物件について、種類、品質（産業廃棄物の埋設等含む）、数量に関して内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完請求、代金の減免請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
- (5) 入札物件については、建築物を建築することはできません。
- (6) 入札物件内に空中架線や電柱・街路樹等が設置されている場合も現況のままの貸付となり、それらの位置変更等はできません。
- (7) 物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査等を行っておりません。また、埋設物等が発見された場合も、その撤去及び処分が必要な場合は、借受者の負担で行うこととします。
- (8) 入札結果については、物件ごとに入札参加者数、落札額及び個人・法人（法人の場合は法人名）を瀬戸市役所ホームページで公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

### 3 現地の確認

申込み書類を提出する前に、事前に必ず現地を確認してください。実際に現地をご覧になり、この要領に記載のない事項についても申込みをされる方自身で調査の上、現地の状況等を確認してください。なお、入札物件は令和 8 年 3 月 31 日（火）まで貸付を行っており、現地確認に際しては現使用者に配慮し、物件内への無断での立ち入りはご遠慮ください。

## Ⅱ 入札参加に当たって

### 1 注意事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、この要領を熟読のうえ、現地の状況、要領の内容、法令に基づく規制、貸付条件、契約条件、契約事項を十分に認識し、全て了解されたうえで申込みをしてください。
- (2) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び瀬戸市契約規則（昭和 40 年規則第 18 号）の定めるところにより処理します。

### 2 参加資格

入札に参加できる方は、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 不動産の賃貸借契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 公告日から入札日までの間において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に基づき、入札に参加できないとされた者

### 3 費用について

申込みに必要な書類の作成及び提出にかかる費用は、申込みをされる方の負担となります。

## Ⅲ 入札の参加方法

### 1 入札の申込み手続き

- (1) 入札申込み手続きの日時及び場所

日 時	令和8年2月26日（木）から令和8年3月19日（木）まで（ただし、土・日曜日及び祝日は除く。） 午前8時30分から午後5時15分まで
場 所	瀬戸市役所 4 階 財政課財産係

- (2) 必要書類等

入札申込み手続きに必要な書類等は次のとおりです。所定の事項を記入のうえ提出してください。

- ① 市有財産貸付一般競争入札参加申込書
- ② 法人役員等に関する調書（法人の場合）
- ③ 委任状（代理人により入札に参加する場合）
- ④ 誓約書

- (3) 留意事項

提出後の書類の差し替えまたは再提出は認めません。

### 2 入札書の提出

- (1) 入札書の記載事項

ア 入札書には、入札者の住所、氏名（法人の場合は、名称並びに代表者肩書及び氏名）を記入のうえ、押印（法人の場合は代表者印）してください。

イ 入札金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。入札金額は参考価格以上としてください。

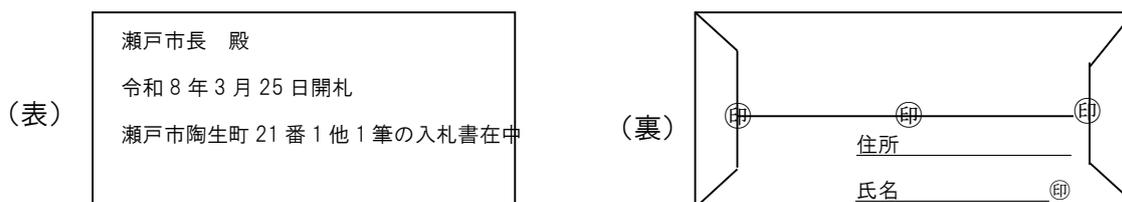
(2) 入札書の提出方法

- ア 入札書を封筒に入れ、封緘した後、封筒に入札者の住所、氏名（法人にあっては名称並びに代表者肩書及び氏名）を記入し、開札日に開札会場まで直接お持ちください。
- イ 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

(3) 入札用封筒

郵便入札用封筒は、長形3号（横120mm×縦235mm）の封筒を使用し、開札日・入札案件名称・入札者の商号又は名称・代表者職氏名を記載、押印（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印）し、継目に3カ所入札書と同一の印を押してください。（封筒の様式参照）

封筒の様式



**IV 入札物件の貸付条件**

1 貸付条件

物件の貸付に際しては、別添（普通財産貸付条件）に記載のある条件を付しますので、あらかじめご承知おきのうえ、入札に参加してください。

2 貸付期間

物件の貸付期間は令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとします。

**V 入札執行及び開札時の留意事項**

1 入札執行及び開札の日時及び場所

日 時	令和8年3月25日（水）午前11時から
場 所	瀬戸市役所 1階 103 会議室

2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- (1) 市有財産貸付一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に達しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 入札書に記名及び押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札書の入札金額を訂正してある入札又は入札金額を特定し難い入札
- (9) 入札書を入れた封筒に記名及び押印のない入札

(10) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(11) 予定価格未満の金額の入札

### 3 開札

開札は入札参加者の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない市の職員を立ち合わせて開札します。

### 4 落札者の決定

落札者は、入札申込み締切り後に決定される市の予定価格以上の最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札参加者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市の職員にくじを引かせます。

## VI 申請書の提出と物件の引渡し

### 1 普通財産貸付申請書の提出

落札者となられた方は、次の期日までに普通財産貸付申請書を提出していただきます。

提出期日：令和8年3月27日（金）

なお、期限までに申請書を提出されない場合は、落札は無効となりますのでご注意ください。

### 2 代金の納付

貸付代金は令和8年4月上旬に納付書を郵送でお送りいたします。届き次第速やかにご入金をお願いいたします。

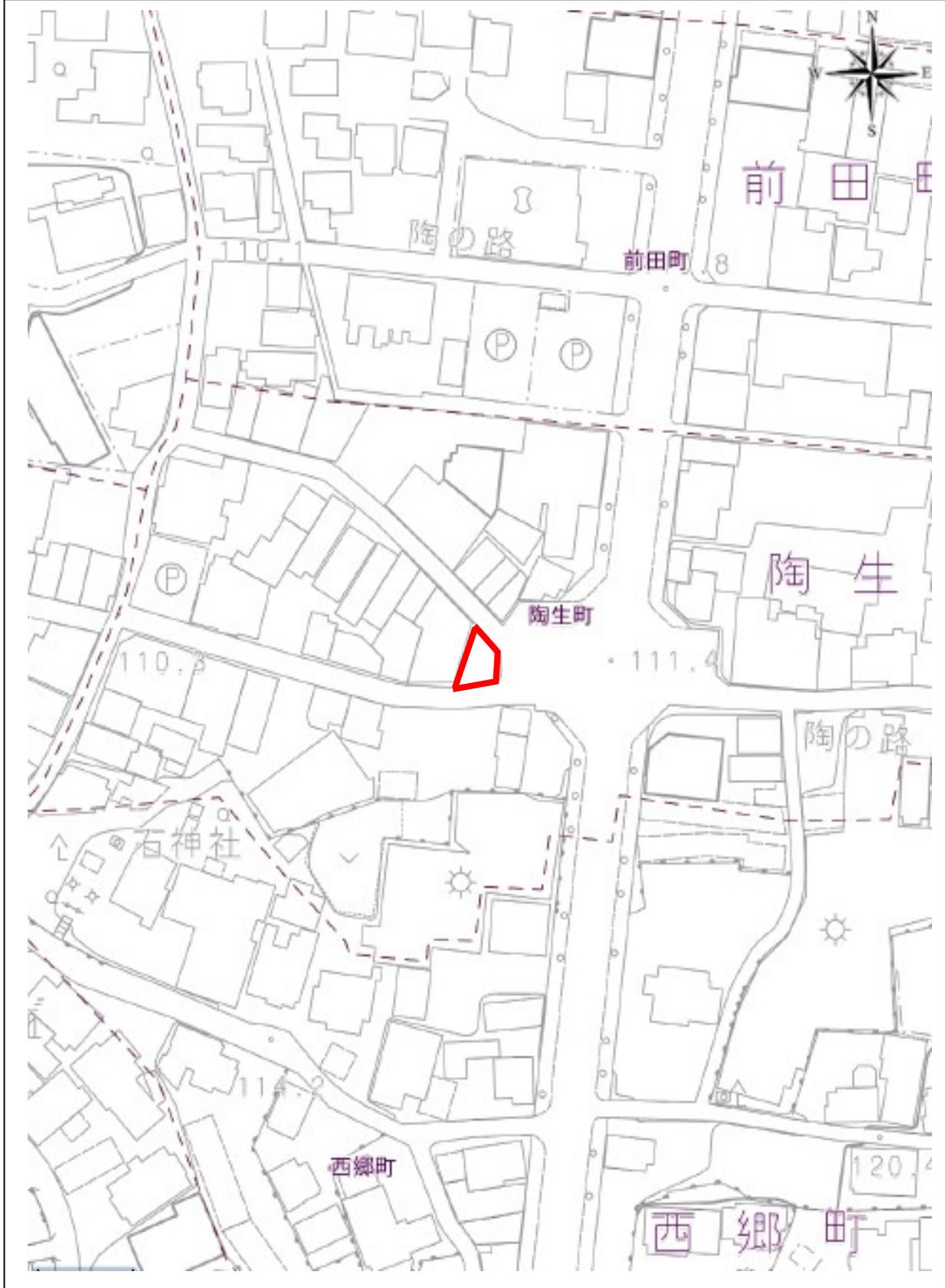
### 3 物件の引渡し

令和8年4月1日（水）に物件の引渡しがあったものとします。なお、引き渡しに際し物件に残置物がある場合についても現況のままでの引渡しとなります。瀬戸市は残置物の解消のための交渉及び手続きは行いません。また、残置物の撤去及び移動も行いません。必要に応じて当事者間で話し合いをしてください。

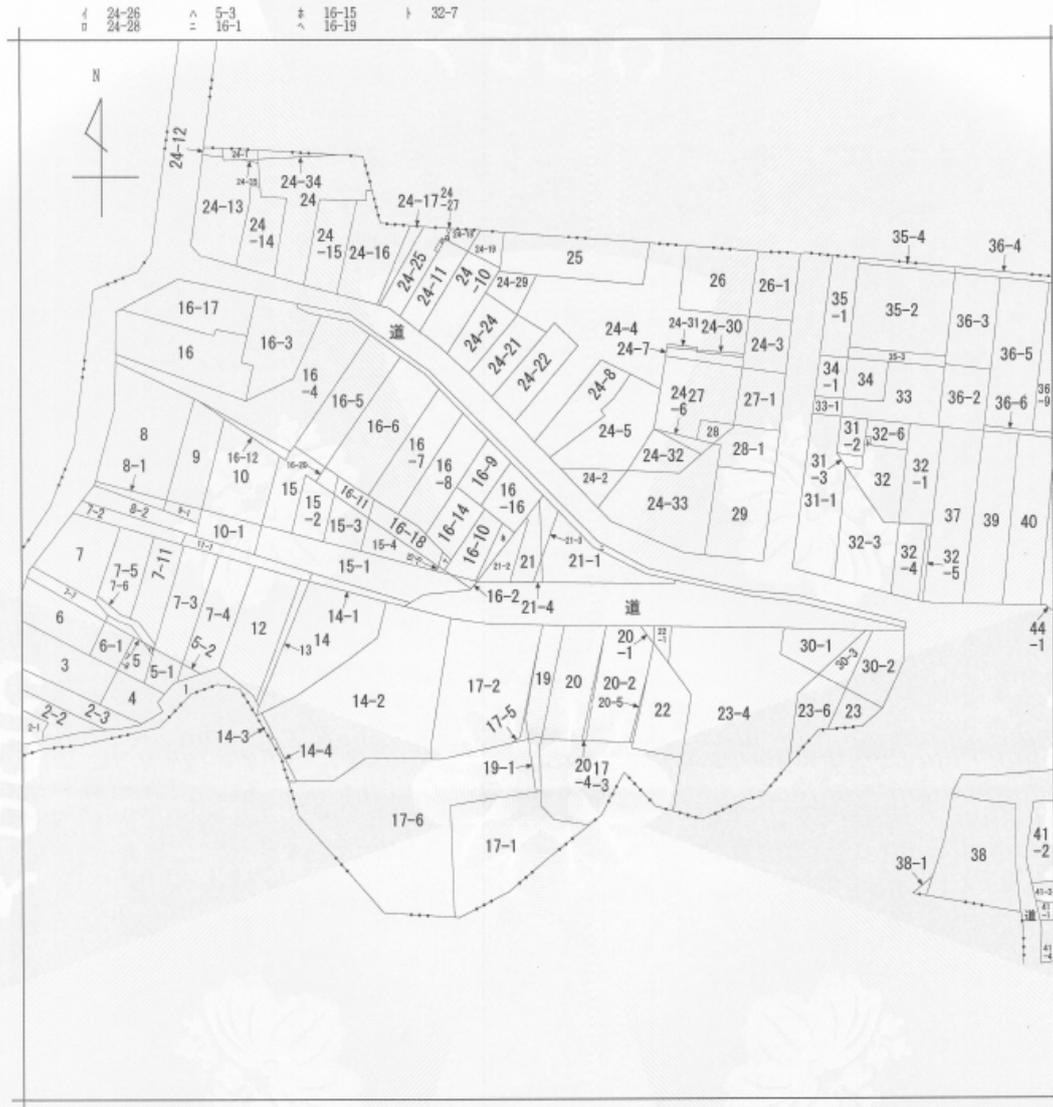
物件調書

土地	所在	瀬戸市陶生町21番1の一部、21番4の一部			
	全体面積	公簿	102.7㎡	実測	102.7㎡
	貸付面積	—	—	実測	45.25㎡
	地目	公簿	宅地	実測	宅地
	接道状況	北側の幅員3.8mの市道、南側の幅員5.3mの市道に接面			
参考価格	金41,809円 (令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間の年額)				
法規制等	用途地域	商業地域			
	建ぺい率	80%			
	容積率	400%			
交通	鉄道	名鉄瀬戸線 尾張瀬戸駅		約 830m	
公共施設	本支所	瀬戸市役所		約2,200m	
	小学校	瀬戸市立にじの丘小学校		約 840m	
	中学校	瀬戸市立にじの丘中学校		約 840m	
備考	<p>※ この調書は、調査時点における一般的な調査内容を記載したもので、現時点で変更されている場合があります。詳細については、入札参加者で関係各所へ直接ご確認ください。また、この調書と現況との間に差異が生じている場合は、現況を優先します。</p> <p>※ 物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査等を行っておりません。また、埋設物等が発見された場合も、その撤去及び処分が必要な場合は、借受者の負担で行うこととします。</p> <p>※ 交通、公共施設との距離は、あくまで目安です。</p> <p>※ 物件には土地のほか当該土地に存する全ての工作物や樹木等が含まれます。工作物は現況有姿の引渡しとし、引渡し後における修繕、並びに構造、機能の保証は一切行いません。</p> <p>※ 物件に前使用者の残置物等が存する場合も、その撤去及び移動等を行いませんので当事者間で解決してください。</p>				

物件位置図（物件形状は概略で貸付部のみの表示）



# 物件公図(写し)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 瀬戸市陶生町			地番	21番4	
出縮力尺	1/600	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項	旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年2月6日  
名古屋法務局春日井支局  
登記官

柴田昌重



請求番号：15-1  
(1/1)

公用





# 物件登記簿(写し)

**公用**

愛知県瀬戸市陶生町21-1

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000159160
地図番号	[余白]	境界特定	[余白]		
所在				瀬戸市陶生町	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付(登記の日付)	
21番1	宅地	111	27	[余白]	
[余白]	[余白]	99	87	③21番1、21番3に分筆 [昭和48年8月3日]	
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年7月3日 第15100号	原因 昭和48年4月26日譲渡 所有者 瀬戸市 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年2月6日

名古屋法務局春日井支局

登記官

柴田 昌重



\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D52195-(1/2)

1/1

# 物件登記簿(写し)

**公用**

愛知県瀬戸市陶生町2-1-4

全部事項証明書

(土地)

<b>表題部</b> (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000159163
地図番号	[空白]	筆界特定	[空白]		
所在				瀬戸市陶生町 [空白]	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付(登記の日付)	
21番4	宅地	2 83		21番から分筆 (昭和48年8月3日)	
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年8月3日 第17682号	原因 昭和48年7月30日交換 所有者 瀬戸市 順位2番の登記を移記
	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年9月8日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年2月6日  
名古屋法務局春日井支局

登記官

柴田 昌重



\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D52195 ( 2 / 2 ) 1 / 1

別 添 (普通財産貸付条件)

(貸付の条件)

第1条 借受者は、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

- 2 借受者は、指定する用途以外に使用し、又は使用权を他に譲渡し、転貸し、若しくは原状を変更してはならない。
- 3 借受者は、修繕、模様替その他原状を変更しようとするときは、市長に図面をもって承認を受けなければならない。

(貸付の取消)

第2条 次のいずれかに該当するときは、市長は、貸付の取消又は変更することができる。

- (1) 市において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) この貸付の条件に違反する行為があると認められるとき。

(貸付取消の損害)

第3条 前条の貸付の取消により借受者に損害が生じることがあっても、市は損害の補償をしない。

(原状回復)

第4条 借受者は、使用期間が満了したとき、又は借受する必要がなくなったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。貸付の取消により返還する場合も同様とする。

ただし、市長が特に承認したときは、この限りではない。

- 2 借受者が原状回復の義務を履行しないときは、市は借受者の負担においてこれを行うことができる。この場合、借受者はなんら異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第5条 借受者は、その責めに帰する理由により、普通財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による普通財産の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならないが、原状に回復した場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合のほか、借受者は、この貸付の条件に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 3 借受者は、この普通財産の使用により、第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、借受者の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼしたときは、借受者の責任において賠償しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第6条 市は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、この貸付を解除することができるものとし、このため借受者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 市は、前各号の規定によりこの貸付を解除したときは、これによって生じた市の損害の賠償を借受者に請求することができる。

（有益費等の請求権の放棄）

第7条 使用貸付の取消が行われた場合においては、借受者は、普通財産に投じた改良のための有益費及び修繕費等の経費並びにその他の費用を市に対して請求しないものとする。

（実地調査及び報告）

第8条 市長は必要があるときは、その職員をして随時実地調査をし、その維持管理及び貸付に関し必要な指示をし、又は借受者に対して報告を求めることができる。この場合、借受者は当該職員の立入調査を拒むことはできない。

（疑義の決定）

第9条 本条に関し疑義のあるとき、その他貸付物件の使用について疑義が生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

第1号様式

市有財産貸付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

瀬戸市長 川本雅之 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

電話番号

令和8年3月25日執行の市有財産貸付の一般競争入札に参加したいので、物件の状況、一般競争入札参加要領及び契約条項を承知のうえ、関係書類を添えて申し込みます。  
また、入札結果の公表についても同意します。

記

	所 在			公 簿 表 示		貸付面積	
	市	町 名	地 番	地目	地積 m <sup>2</sup>	地目	面積 m <sup>2</sup>
土地	瀬戸市	陶生町	21番1	宅地	99.87	宅地	45.25
土地	瀬戸市	陶生町	21番4	宅地	2.83		

(注) 申込人が代理人である場合は、委任状を添付してください。



第2号様式

## 委 任 状

代理人 住 所  
氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

次の市有財産貸付の一般競争入札に関する一切の権限

	所 在			公 簿 表 示		貸付面積	
	市	町 名	地 番	地目	地積 m <sup>2</sup>	地目	面積 m <sup>2</sup>
土地	瀬戸市	陶生町	21 番 1	宅地	99.87	宅地	45.25
土地	瀬戸市	陶生町	21 番 4	宅地	2.83		

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

委任者 住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

電話番号

第3号様式

誓 約 書

下記事項について、誓約します。

記

私は、次に掲げる者には該当しておりません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（代表者及び役員等も含め、瀬戸警察署への情報照会についても同意します。）
- (4) 公告日から入札日までの間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

第5号様式

入 札 書

令和 年 月 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 殿

入札者 住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

	所 在			公 簿 表 示		貸付面積	
	市	町 名	地 番	地目	地積 m <sup>2</sup>	地目	面積 m <sup>2</sup>
土地	瀬戸市	陶生町	21番1	宅地	99.87	宅地	45.25
土地	瀬戸市	陶生町	21番4	宅地	2.83		

(注) 金額の数字は算用数字を用い冒頭に金の文字を記入してください。